

# 所得拡大促進税制の改正

上原会計事務所  
松本市島立 1095 番地 1  
デザインセンタービル 2F  
Tel : 0263-88-2514  
Fax : 0263-88-2516

令和3年度改正により、適用要件の簡素化が行われました。

令和3年4月1日以降に開始される事業年度(個人事業主は令和4年分)から適用される制度が変更となりますので、主な変更点と概要を確認しましょう。

## 【制度の概要】

中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、一定額を法人税(所得税)から税額控除できる制度です。従業員の賃上げ促進を図るため設けられていた優遇措置ですが、新型コロナによって雇用維持への懸念もされる中、雇用を増加させる企業を下支えするために適用要件が見直されました。

※主要な改正点として、『継続雇用者』の要件がなくなりました。

## 【適用要件と税額控除額】

	適用要件	税額控除
通常	雇用者給与等支給額が前年度比 <u>1.5%</u> 以上増加	前年度からの増加額[控除対象雇用者給与等支給増加額]の <u>15%</u>
上乗せ	① 雇用者給与等支給額が前年度比 <u>2.5%</u> 以上増加 ② 次のいずれかを満たすこと -1 教育訓練費が前年比 10%以上増加 -2 経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	前年度からの増加額[控除対象雇用者給与等支給増加額]の <u>25%</u>

※いずれの場合も、税額控除額は法人税額の 20%が上限 / 助成金の控除計算等が必要となるケースがあります

旧制度	適用期間：令和3年3月31日までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、令和3年までの各年)	新制度	適用期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、令和4年から令和5年までの各年)
《適用要件(通常の場合)》 雇用者給与等支給額が前年度よりも増加 かつ 継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加		《適用要件(通常の場合)》 雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加  継続雇用者要件は、撤廃	
《適用要件(上乗せ要件)》 継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ①省略 ②省略		《適用要件(上乗せ要件)》 雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ①省略 ②省略	

※中小企業庁 利用ガイドより

★『雇用者給与等支給額』とは、国内雇用者に対する給与等の支給額をいい、正職員の他、パート、アルバイト、日雇い労働者への支給を含みますが、役員、役員・個人事業主の家族等への支給は含まれません。

★詳しい制度内容、用語の定義の確認は、中小企業庁のHPをご覧ください。弊社までお問い合わせください。